

# 指定給水装置工事事業者の皆さまへ

蕪崎市上下水道課より大切なお知らせ

## 令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度が "5年ごとの更新制" に変わりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行され

★指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となりました。

\*これまでの制度で指定を受けた工事事業者の皆さまは、政令の規定により指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

\***期間内に更新申請されなければ、失効となりますのでご注意ください。**  
初回の更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様には、別途お知らせいたします。

なお、郵便の不着等による再通知はしませんのでご承知おきください。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

### ★指定更新の要件

(新規申請と同じ3項目)

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者  
※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

### ★更新申請に必要な書類

- ・指定申請書
- ・機械器具調書及び器具の写真
- ・誓約書
- ・主任技術者選任・解任届出書
- ・主任技術者免状写し
- ・事業所の位置図、屋内外写真見取平面図
- ・完納証明書(全ての税に未納がないことの証明)
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)

※各様式は、市ホームページから

◇更新申請についてのお問い合わせは  
蕪崎市上下水道課 水道工務担当  
☎0551-22-1111 内620